

## 調査の概要

### 1 調査の目的

老人保健法に基づく寝たきり者訪問指導事業を、非常勤看護職を活用する方式で開始・拡大する市町村が多いことから、その質的向上をはかるため、次の目的で調査を行った。

- ① 非常勤で訪問指導に従事している看護職（以下訪問指導員という）の背景、訪問対象者と業務内容、訪問指導実施上の不安・悩み等を把握することにより、訪問指導従事（希望）者に対する教育を企画する際の参考とする。
- ② 保健婦と訪問指導員との関係に関する現状と問題点を把握することにより、適正な役割分担のあり方を考えるための資料とする。
- ③ 医師との境界線にある業務に関する現状と考え方を把握し、今後の方向を検討するための資料とする。
- ④ 訪問指導員の身分・処遇、教育・相談体制等の現状と問題点を把握することにより、訪問指導員をとりまく条件の整備について検討するための資料とする。
- ⑤ 日本看護協会「昭和60年病院における訪問看護実施状況調査」との比較により、市町村における訪問指導事業の特徴を知り、両者の適正な役割分担のあり方を考えるための資料とする。

### 2 調査対象

調査 A :

昭和59, 60年度の2年にわたって非常勤看護職を活用して訪問指導事業を実施した実績があり、かつ60年度の老人保健法に基づく寝たきり者訪問指導件数が、65才以上人口1000対41.5以上の市町村500（日本看護協会「昭和60年老人保健事業における保健婦活動調査」による）。ただし、保健所においてこの事業を実施している特別区・政令市にあっては、その区・市より保健所1箇所を無作為に選んだ。

調査 B :

調査 A の対象となった市町村又は保健所にて訪問指導事業のために雇用されている非常勤看護職（訪問指導員）全員

### 3 調査の時期

昭和62年7月現在の状況について回答を求めた。

### 4 調査方法

7月下旬、市町村（又は保健所）の訪問指導事業所轄部署に調査票を一括郵送し、市町村（又は保健所）にて調査票の記入者に配布。記入者は、調査票 A については、訪問指導事業及び訪問指導員に関わりを持っている保健婦1名。訪問指導事業所轄部署に保健婦がない場合は、訪問指導事業担当事務職。調査票 B については調査対象者本人（自記式）。調査票の回収は、市町村（又は保健所）で回収し一括返送、又は記入者個人が直接

返送、いずれでもよいこととした。

9月15日までに回収された調査票を有効とした。

なお、各都道府県衛生部及び日本看護協会支部に、回収率向上のための側面的協力を依頼すると共に、調査Aの未回収市町村（保健所）に督促状を送付した。

#### 5 調査票回収状況

調査Aの有効回収数は343。調査票配布市町村（保健所）500のうち、調査時点で訪問指導事業を実施していない、あるいは訪問指導事業に非常勤看護職を活用していないことが判明した市町村が83あった。これを除いた417に対する有効回収率は82.7%。

調査Bの有効回収数は814。有効回収率は推計で78.4%であった。この推計値は、調査A、Bとも市町村名記名で回収され、かつ調査Aに、非常勤の訪問指導員の数が記載されている市町村（保健所）だけをとり出し、訪問指導員数に対する有効回収数の比率を算出したものである。

#### 6 調査の担当

調査の企画、調査票の設計、調査の実施、報告書作成の全過程を通して、本部調査研究室（担当・岩下清子、菊地令子。執筆は岩下）が担った。なお調査の企画及び分析について本部訪問看護開発室長（調査当時）金井竹子の助言を得るとともに、調査票作成に際し同室佐藤美穂子及び実際に

訪問指導に従事している保健婦、看護婦の助言を得た。集計は大熊道明（大正大学講師）に委託した。

- 7 本報告の分析に活用した既存の調査報告書
- 「昭和60年老人保健事業における保健婦活動調査」、『日本看護協会調査研究報告』No.23, 1986年11月
- 日本看護協会「ねたきり老人訪問看護事業の実態昭和56年11月」, 1982年6月
- 「昭和60年病院における訪問看護の実施状況調査」、『日本看護協会調査研究報告』No.22, 1986年6月

注： 「昭和60年老人保健事業における保健婦活動調査」によれば、昭和60年度に訪問指導事業に非常勤看護職を雇用了のは、991市町村（調査票回収市町村の31.3%）であった。このうち、昭和59、60年度の2年にわたって非常勤看護職を活用したのは688市町村。このうち、60年度の寝たきり者訪問指導件数が老人人口対比で多い順に500の市町村をとり出し、調査対象とした。

なお「訪問指導拡大のための今後5年間のマンパワー対策」として「非常勤看護職の雇用」をあげる市町村は28.5%。大きな都市ほどその比率は高く、人口規模が3万3千人以上のところでは43.6%である。

No.    1

## 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査 調査票 A (保健婦用\*)

各位殿

1987年7月

社団法人 日本看護協会

本会ではこのたび、ねたきり者訪問指導事業を推進している市町村(または特別区・政令市保健所)の訪問指導従事者を対象に、調査を実施することに致しました。本調査は、実際に訪問指導に携っておられる看護職の方々の声を施策に反映させること、ならびに本会が行う訪問指導従事者の教育の企画、保健婦と非常勤看護職との役割分担の検討等の参考資料とすることを目的としております。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートは統計的に処理し、調査にご協力いただいた方々に一切ご迷惑をお掛けするような使い方は致しません。どうぞ率直なご意見をお聞かせ下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、非常勤看護職用の調査票の回収につきましては、調査票が20票以上(東京都区内については15票以上)になる場合は経費節約のため、できればお手数ですが、一括着払いの宅配便にて8月20日までに本会調査研究室宛返送していただければ幸いです。その際、各自封筒に入れ封をしてもらい、そのまま返送していただくよう、お願い致します。

照会先 日本看護協会 調査研究室

〒150 東京都渋谷区神宮前5-8-2

電話 03(400)8331 内230

\* ねたきり者訪問指導事業担当部署に保健婦がない場合は、どなたでも結構ですから、☆印のある質問(Q1~6、Q8、Q17、Q22~27、Q29)のみご記入下さい。

市町村・特別区名 (  )

あてはまる選択肢の番号を○でかこみ、には数字を、のように1桁に1字入れるようにして下さい。( )の中はできるだけ具体的に記入して下さい。特にことわりのない場合は、今年の7月現在の状況についてお答え下さい。右欄のには記入しないで下さい。

〈まず、貴市町村(保健所で実施している場合は保健所)におけるねたきり者訪問指導事業の概要についておたずねします〉

☆Q1. ねたきり者訪問指導事業の所轄部署はどこですか。

1. 衛生行政所轄部署
2. 福祉行政所轄部署
3. 衛生行政及び福祉行政の両方を所轄している部署
4. その他 (  )

★Q 2. 貴市町村（又は保健所）の対象者数及び訪問件数

昭和62年7月現在の登録者数	<input type="text"/>	人
うち、7月に1回以上訪問した人数	<input type="text"/>	人
昭和62年7月の延訪問件数	<input type="text"/>	件
うち、常勤保健婦の訪問件数	<input type="text"/>	件
非常勤看護職の訪問件数	<input type="text"/>	件
昭和61年度末（3月末）の登録者数	<input type="text"/>	人
昭和61年度1年間の新規登録者数	<input type="text"/>	人
昭和61年度1年間の死亡者数	<input type="text"/>	人

★Q 3. ねたきり者訪問指導事業の開始年

（老健法発足前からねたきり者の訪問を特別事業として行っていたところは、その事業の開始年）

昭和  年  月より

★Q 4. ねたきり者訪問指導事業に非常勤看護職を採用した年

昭和  年  月より

★Q 5. ねたきり者訪問指導事業に従事している非常勤看護職員数

人

★Q 6. 対象者1人当たり訪問回数

原則として 月  回

7月に訪問した対象者中、最も頻度の高いケース

月  回

Q 7. 対象者の訪問頻度の変更について、保健婦は実質的な決定権をもっていますか。

1. 実際に訪問している人の意見をきいて、たいていは保健婦が適宜決めることができる
2. 保健婦だけでは決められないことが多い
3. 規定通りに行っており、変更はほとんどない

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

☆Q 8. 訪問先で使う衛生材料として市町村（あるいは保健所）として何を準備していますか。又消毒はどこでやっていますか。それらに関して何か問題とすることがありますか。

( )

〈次にあなた自身のことをうかがいます〉

Q 9. 市町村あるいは保健所保健婦としての業務経験

年

Q 1 0. あなたは次のうちどれに該当しますか。

1. ねたきり者訪問指導事業専任
2. ねたきり者訪問指導担当
3. 地域担当
4. 保健婦長
5. その他 ( )

Q 1 1. あなた自身は昭和62年7月中にねたきり者へ何件訪問しましたか。していない場合は0と記入して下さい。

調査訪問 件

非常勤看護職との同行訪問 { 初 回 訪 問  件  
 { そ の 他  件

単 独 訪 問 { 非常勤看護職が受け持っているケース  件  
 { あなた自身が受け持っているケース  件  
 { そ の 他  件

Q 1 2. あなたはねたきり者訪問指導事業にかかわるにあたって、そのための研修を受けましたか。

<p>1. <u>受 け た</u></p> <p>↳ S Q 役に立ちましたか。</p> <p>1. 大いに役立った</p> <p>2. まあ役立った</p> <p>3. <u>あまり役立たなかった</u></p> <p>4. <u>全く役立たなかった</u></p> <p>↳ それはなぜでしょうか。</p>	<p>2. <u>受けていない</u></p> <p>↳ S Q 受ける必要を感じますか。</p> <p>1. 大いに必要</p> <p>2. あった方がよい</p> <p>3. それほど必要ない</p>
--	--

( )

〈常勤保健婦と非常勤看護職との関係についておたずねします〉

Q 1 3. 非常勤看護職との連絡はどのような方法でなされていますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

<p>1. 非常勤看護職が訪問日には原則として市町村役場(あるいは保健所)に立ち寄る</p> <p>2. 非常勤看護職が毎回訪問実施の状況を保健婦に電話で連絡する</p> <p>3. 月の決められた日に非常勤看護職が市町村役場(あるいは保健所)にくる</p> <p>4. 非常勤看護職が必要に応じて保健婦に電話等で連絡する</p> <p>5. 保健婦が必要に応じて非常勤看護職に電話等で連絡する</p> <p>6. その他 ( )</p>	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100px; height: 100px;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>										

Q 1 4. 非常勤看護職より報告がなかったためにトラブルを生じたことはありますか。

<p>1. <u>あ る</u></p> <p>↳</p> <p style="margin-left: 20px;">トラブルの内容</p>	<p>2. <u>な い</u></p>
---	----------------------

( )

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

Q 1 5. 非常勤看護職が受け持っている（又は受け持つことになる）訪問対象者を保健婦が同行あるいは単独で訪問することがありますか。

- 1. あ る
- 2. ほとんどない

→ それはどのような場合ですか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 調査訪問
- 2. 初回訪問
- 3. 非常勤看護職より要請があったとき
- 4. 何らかのトラブルがあったとき
- 5. 訪問頻度変更の是非を確認するため
- 6. 予定外の緊急の訪問
- 7. その他 ( )

Q 1 6. 非常勤看護職が受け持っている訪問対象者のケアに関し、次にあげる関係者との連絡・調整はどのように行っていますか。それぞれについてお答え下さい。

	回 答 欄				
	1	2	3	4	5
	1. 原則として保健婦が行う 2. 非常勤看護職が直接行う 3. 非常勤看護職の経験の程度によって異なる 4. 時と場合による 5. そ の 他				
医師との連絡・調整	1	2	3	4	5
ヘルパーとの連絡・調整	1	2	3	4	5
社会福祉事務所あるいは福祉担当部署のケースワーカーとの連絡・調整	1	2	3	4	5
患者・家族との連絡・調整	1	2	3	4	5

☆ Q 1 7. 貴市町村（又は保健所）では、非常勤看護職が訪問対象者に自宅の電話番号を知らせていますか。

- 1. 知らせないように指導している
- 2. 特に何もいっていないので知らせる人もある
- 3. 場合によっては知らせてもよいとしている
- 4. 知らせた方がよいと指導している

→ 何かトラブルになったことはありませんか。

- 1. あ る
- 2. な い

内容

Q 1 8. あなたは非常勤看護職が受け持っている訪問対象者の家族より、訪問指導に関し苦情を受けることがありますか。

- 1. よくある
- 2. 時々ある
- 3. ほとんどない
- 4. な い

→ ( 主な内容 )

Q 1 9. あなたは訪問対象者の主治医より、非常勤看護職が行う訪問指導に関し苦情を受けることがありますか。

- 1. よくある
- 2. 時々ある
- 3. ほとんどない
- 4. な い

→ ( 主な内容 )

〈非常勤看護職への助言や教育・研修についておたずねします〉

Q 2 0. あなたは、非常勤看護職が訪問先での指導・援助のゆきつまりや困難に直面した時、相談にのったり助言することを求められますか。

- 1. よく求められる
- 2. 時々求められる
- 3. ほとんど求められない

→ S Q 1. 適切な対応が出来なくて困ることがありますか。

- 1. よくある
- 2. 時々ある
- 3. 大体対応できる

→ ( 主な内容 )

→ それはなぜだと思いますか。

( )

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

Q 2 1. 保健婦として、非常勤看護職の勉強のために職場内にどのような場をもうけていますか。  
次の中から行っているものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 特にもうけていない
- 2. ケース検討会
- 3. 他職種との意見・情報交換
- 4. テーマを定めた勉強会
- 5. その他 ( )


→ S Q 1. 非常勤看護職がそこに出席する際の手当は支給されますか。

- 1. 毎回支給される
- 2. 数回分のみ支給される
- 3. 支給されない

--

→ S Q 2. そこには訪問指導員のほか、どのような職種の人が出席しますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 医 師
- 2. P T
- 3. ケース・ワーカー
- 4. ヘルパー
- 5. 事 務 職
- 6. その他 ( )


☆ Q 2 2. 非常勤看護職の職場外での受講を促進するために、何か配慮していることはありますか。  
該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 特にない
- 2. 研修の場についての情報を提供する
- 3. 旅費、受講料を支給又は補助する
- 4. その他 ( )

--

☆ Q 2 3. 非常勤看護職が訪問指導を行う上で不足していると思われること、もっと学んでもらいたいことがあれば何でも自由に書いて下さい。

( )



昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

〈非常勤看護職の処遇についておたずねします〉

☆Q 2 7. 非常勤看護職に対し、次にあげる保障は、市町村の責任でなされていますか、該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 健康保険
- 2. 失業保険
- 3. 厚生年金
- 4. 労災保険
- 5. 医療事故賠償保険
- 6. 定期健診
- 7. その他 ( )
- 8. 一切なし


Q 2 8. 非常勤看護職の処遇の改善に、常勤保健婦は何らかの関与をしていますか。

- 1. 特にしていない
  - 2. したいができない
  - 3. している
- ( 何について、どのように )

--

☆Q 2 9. 以上おたずねしたこと以外で、訪問指導事業を推進していく上で不安なこと、困っていること、要望などがあれば何でも書いて下さい。

--

〈本年5月の国会で成立した、社会福祉士及び介護福祉士法について、あなたの考えをうかがいます〉

Q 3 0. 社会福祉士の業務と保健婦の業務は、どのような重なりと問題が出てくると思いますか。



Q 3 1. 介護福祉士の業務と訪問指導員の業務は、どのような重なりと問題が出てくると思いますか。



— 長い間ありがとうございました。 —

No. 

		1
--	--	---

## 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

### 調査票 B (非常勤看護職用)

各位殿

1987年7月

社団法人 日本看護協会

本会ではこのたび、ねたきり者訪問指導事業を推進している市町村(または特別区・政令市保健所)の訪問指導従事者を対象に、調査を実施することに致しました。本調査は、実際に訪問指導に携っておられる看護職の方々の声を施策に反映させること、ならびに本会が行う訪問指導従事者の教育の企画、保健婦と非常勤看護職との役割分担の検討等の参考資料とすることを目的としております。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

尚、このアンケートは統計的に処理し、調査にご協力いただいた方々に一切ご迷惑をお掛けするような使い方は致しません。どうぞ率直なご意見をお聞かせ下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

回答済みの調査票は添付の返信用封筒に入れて封をし、8月15日までにこの調査票を手渡された保健婦さんに渡すか、またはご自身で投函して下さい。

照会先 日本看護協会調査研究室

〒150 東京都渋谷区神宮前5-8-2

電話 03(400)8331 内230

市町村・特別区名 ( 

--	--	--	--

 )

今年の7月現在の状況についてお答え下さい。あてはまる選択肢の番号を○でかこみ、

--	--	--

には数字を、( )の中はできるだけ具体的に記入して下さい。なお数字は、

1	5	3
---	---	---

のように1桁に1字入れるようにして下さい。右欄の

--	--	--	--

には記入しないで下さい。

〈まずあなたご自身のことについておたずねします。〉

Q 1. 満年齢 

--	--

 歳

Q 2. 所持免許(あなたが持っている免許をすべてに○)

1. 保健婦      2. 助産婦      3. 看護婦      4. 准看護婦

--	--	--	--







昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

3

Q 1 1. 下表にあげる各業務をあなた自身は行っていますか。また、看護婦としてする必要が  
あると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものに1つだけ○をつけて下さい（訪問健康診査事業として  
行う場合を除く）。

	回 答 欄	
	あなた自身が行っているか	看護婦としてした方がよいと思うか
	1. 該当者がいない 2. し ない 3. <u>することもある</u> ↳ 6 月中の実施人数 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1. 家族に指導するためには看護婦自身 がやってみせる必要がある。又は 患者の病状を知るためにする必要が ある 2. 現実にせざるをえないので、する しかない 3. 看護婦本来の仕事ではないので、 する必要はない 4. わからない
ハサミを使っの褥瘡処置	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
留置カテーテル交換	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
膀胱洗浄	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
気管カニューレの交換	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
吸 引	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
皮下注射	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
浣 腸	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
人工肛門管理	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
聴 診	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
血 圧 測 定	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
血 糖 測 定	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4
検 尿	1、2、3 → <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;"> <span style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> </div> 人	1    2    3    4



昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

Q 1 5. 今までにあなたが受け持った患者・家族で、ショートスティ（短期保護事業）を利用したケースはありますか。

- 1. あ る
- 2. な い
- 3. 当市町村ではショートスティは実施していない



→ S Q 利用した患者・家族から、利用してよかった点、わかった点をきいたことがあれば（あるいはきくことができれば）具体的に書いて下さい。

( )

< 保健婦との関係についておたずねします。 >

Q 1 6. 下表に記載の事項について、保健婦との関係をどのように考えますか。それぞれについて、該当するものすべてに○をつけて下さい。

	回 答 欄			
	1	2	3	4
医師との連絡・調整	1	2	3	4
ヘルパーとの連絡・調整	1	2	3	4
社会福祉事務所あるいは福祉拒当部署のケースワーカーとの連絡・調整	1	2	3	4
患者・家族との連絡・調整	1	2	3	4
訪問回数の変更	1	2	3	4

Q 1 7. 保健婦等常勤の職員との仕事上の関係について、もっとまかせてもらいたいと思うこと、まかせてもらえないためにやりにくいことはありますか。

( )

Q 1 8. 常勤保健婦との業務遂行上の連絡・調整の仕方について、何か問題がありますか。

1. あ る                      2. な    い

内容

□

<訪問指導をすすめる上でお困りのことについておたずねします。>

Q 1 9. 今までにあなたが受持った患者・家族から訪問を拒否された経験がありますか。

1. あ る                      2. な    い

ことわられた理由

□

□ □ □ □ 4

Q 2 0. 訪問指導を続ける上で、次にあげるような悩みや不安はありますか。それぞれについてお答え下さい。

	回 答 欄			
	1.	2.	3.	4.
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じる ことがある	1	2	3	4
患者の言分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	1	2	3	4
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいか わからず困ることがある	1	2	3	4
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	1	2	3	4
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	1	2	3	4
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、 むなしくなることがある	1	2	3	4
訪問先で何をしてもよいかわからなくなることがある	1	2	3	4
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	1	2	3	4
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	1	2	3	4
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	1	2	3	4
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか 手が出せない	1	2	3	4
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種の判断が自分の判断と異なる 時、自分の考えがなかなかわかってもらえなくて悩むことがある	1	2	3	4

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

Q 2 1. 今までに訪問先で医療や看護にからむ事故やトラブルが生じたことがありますか。その場合の事故やトラブルの内容と処理方法についてできるだけ具体的にお書き下さい。

内 容	処 理 方 法

Q 2 2. 訪問先での指導・援助にゆきづまったり、困ったことがあった時、保健婦にそのことを率直に話し、助言を求めていますか。

1. 助言を求めている
2. 助言を求めるが、あまり適切な助言がえられない
3. 助言を求めたいと思えるような人がいない
4. 自分の失敗、ゆきづまりなどは話しにくい
5. 忙しそうで相談をもちかけられない
6. 助言を要するほど困ったことはない

Q 2 3. 訪問先での指導・援助にゆきづまったり、困ったことがあった時、保健婦以外の人も含め、問題解決についての助言を求める人がいますか。

1. 職場内にいる
2. 職場内にはいないが、職場の外にいる
3. 時には助言を求める、という程度の人ならいる
4. いない

→ S Q 身近に助言を求める人がほしいですか。

1. 大いにほしい
2. ほ しい
3. それほど必要ない



昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

Q 2 7. 訪問指導に従事するに先立って、どのようなことを学んでおきたかったと思いますか。又、今後どのような研修を受けたいと思いますか。

（ 従事前に学んでおきたかったこと  
今後学びたいこと ）

〈あなたの処遇についておたずねします。〉

Q 2 8. この市町村でのあなたの仕事は訪問指導だけですか。

1. 訪問指導及びそれに直接関連する仕事のみ
2. 訪問指導が主であるが他の仕事もしている
3. 他の仕事为主で訪問指導は従である
4. 常勤保健婦と同じような仕事をしている

→ S Q 他にどのような仕事をしていますか。

（ ）

Q 2 9. 訪問指導業務に対する支払方法は、どのようになっていますか。また6月分税込収入はどれ位ですか。

1. 他の業務と込みで賃金が決められており、訪問指導業務に対する支払だけを区別できない
  2. 月給で → 月約  日勤務
  3. 出来高払いで → 1件  円
  4. 時給で → 1時間  円
  5. 日給で → 1日  円
  6. その他 (  )
- 6月分税込  
月額  万  千円

Q 3 0. あなたは上記の単価に満足していますか。

1. 満足
2. まあ満足
3. やや不満
4. 大いに不満

Q 3 1. 訪問交通費はどのようになっていますか。

1. 特に支給されていない（交通費は訪問指導料の中に含まれていると解釈されている場合を含む）
2. 訪問指導料とは別に実費支給
3. 訪問指導料とは別に支給されるが、実費全額はカバーできない
4. 交通費は必要ない

↳ S Q それはなぜですか。

1. 徒歩又は自転車、自家用車使用
2. 公用車使用
3. その他 ( )

Q 3 2. 以上おたずねしたこと以外で、訪問指導を続けていく上で困っていること、不満に思うこと、保健婦に望みたいことがあったら、何でも書いて下さい。

( )

— 長い間ありがとうございました。 —